

社会福祉法人犬山市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償
に関する規程

平成29年3月19日
規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人犬山市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等で、定款第18条第2項に規定する会長（以下「会長」という。）には、月額30,000円を報酬として支給する。

2 会長を除く役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、次に掲げる会議に出席したときは、費用弁償として月額1,000円を支給する。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) その他会長が認めた会議

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人犬山市社会福祉協議会旅費規程（平成11年規程第3号）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人犬山市社会福祉協議会役員報酬規程（平成17年規程第5号）は廃止する。